

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

原告ら第6準備書面 相続関連

2023年2月13日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也



原告らの相続分について、下記のとおり主張を補充する。

記

スリランカの「婚姻の権利及び相続法令」によると、子(被相続人)が死亡した場合で、被相続人の父母の一方のみが生存している場合は、生存している父母の一方が半分を相続し、被相続人と父母を同じくする兄弟姉妹が残りの半分を相続する(25条)。兄弟姉妹が複数あるときは頭割りで相続する(30条)(以上につき、甲61)。

ウィシュマさんについては、相続人は、母と、妹2人(原告ら)であり、それぞれの相続分は、母が2分の1、妹2人がそれぞれ4分の1となる(甲60)。

以上